

東海市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

東海市長 花田勝重

東海市規則第37号

東海市契約規則の一部を改正する規則

東海市契約規則（昭和44年東海市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「いう。以下同じ。」の次に「又は市有財産電子入札（市有財産売却システム（インターネットを利用して市有財産の売払いを行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を使用して行う市有財産の売払いに係る一般競争入札をいう。以下同じ。）（以下「電子入札等」という。）」を加える。

第8条第4号及び第7号中「電子入札」の次に「等」を加える。

第9条中「100分の5」の次に「（市有財産電子入札にあっては、その予定価格の100分の10）」を加える。

第10条第1項に次の1号を加える。

(5) 市有財産売却システムを管理する事業者の保証

第10条の2第2項中「落札者から申出があったとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 落札者から申出があったとき。

(2) 当該入札が市有財産電子入札のとき。

第16条第2項中「電子入札」の次に「等」を加える。

第29条中「100分の10」の次に「（市有財産売却システムを使用して行った市有財産の売払いに係る契約にあっては、その予定価格の100分の10）」を加える。

第30条の2の見出し中「還付」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該契約が市有財産売却システムを使用して行った市有財産の売払いに係る契約のときは、当該契約保証金を売払代金に充当することが

できる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。